

(厚生労働委員会)

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(閣法第二五

号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十五年度の公的年金等の額の改定について、特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成十五年度において特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定することとする。

二、この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、児童扶養手当については、平成十五年十月から額の改定を行うこととし、それまでの間は額を据え置くこととする。